

正誤表

2021年6月に発行した「住まいづくりの手引き」の119ページの記載内容に誤りがありました。

誤)

			※また、再購入される場合は、購入から5年を経過した後でなければ補助対象となりません。	
15	空き家活用リフォーム	概要	空き家の活用促進を目的として、空き家のリフォーム工事に係る経費の一部を補助します。	久留米市 都市建設部 住宅政策課 0942-30-9139
		対象	次の全てに該当する方 (1) 自らが居住する目的で所有する補助対象空き家のリフォームを行う方 ※3親等以内の親族が所有または居住する場合も対象 ※売買契約成立後、前所有者がリフォーム工事を行う場合も対象 ※新たに居住、または居住してから3月以内 (2) 申請日現在、久留米市税を滞納していない方	
		助成額	対象工事に係る経費（消費税除く）が10万円以上で、補助対象経費の50%に相当する額（上限額は30万円）	
		対象空き家	次の全てに該当する空き家 (1) 久留米市内にある戸建ての空き家 (2) 1年以上居住していない空き家	

正)

			※また、再購入される場合は、購入から5年を経過した後でなければ補助対象となりません。	
15	空き家活用リフォーム助成事業	概要	空き家の活用促進を目的として、空き家のリフォーム工事に係る経費の一部を補助します。	久留米市 都市建設部 住宅政策課 0942-30-9139
		対象	次の全てに該当する方 (1) 自らが居住する目的で所有する補助対象空き家のリフォームを行う方 ※3親等以内の親族が所有または居住する場合も対象 ※売買契約成立後、前所有者がリフォーム工事を行う場合も対象 ※新たに居住、または居住してから3月以内 (2) 申請日現在、久留米市税を滞納していない方	
		助成額	対象工事に係る経費（消費税除く）が10万円以上で、補助対象経費の50%に相当する額（上限額は30万円）	
		対象空き家	次の全てに該当する空き家 (1) 久留米市内にある戸建ての空き家 (2) 1年以上居住していない空き家	